

V 研究機関の方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に属している必要があります。

ここで言う「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

という4類型が定められています。

したがって、1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意下さい。

<要件>

- ① 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 補助金が交付された場合に、機関としてその補助金の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

科研費に応募しようとする研究者は、下記①及び②を満たさなければなりませんので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（11頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア及びイの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成22年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと。

(3) 研究者情報のe-Radへの登録

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科

研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続きを行うこととなります（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。

なお、平成21年8月24日以降、電子申請システムにログインする際に必要な認証情報をe-RadのID・パスワードに一元化したことにより、e-Radによる研究者情報の登録について、登録期間（期限）を設けることなく随時可能となりました。

研究代表者は、事前に研究者情報が登録され、所属する研究機関からID・パスワードを付与されなければ応募することができません。

応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

また、本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

（４）研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するためには、平成22年度公募から、e-Radにログインした上で「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」（以下「電子申請システム」という。）にアクセスして手続を行うこととしたため、研究者はe-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、異動前の研究機関から付与されたID・パスワードは使用できませんので、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしていただく必要があります。

- ① 研究者にID・パスワードを付与するためには、研究機関は、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを有していることが必要です。これらを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ2週間程度かかります。

 - ※1. e-Radの電子証明書及びID・パスワードの取得については、e-Radホームページ「システム利用に当たっての事前準備」（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）でご確認ください。
 - ※2. 既にe-Radの電子証明書及びID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
 - ※3. 取得した電子証明書及びID・パスワードは、科学研究費補助金のすべての研究種目共通で使用することができますので、研究種目毎に取得する必要はありません。
- ② 研究機関用のID・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関においてID・パスワードを付与してください。各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。
 - ※1. 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。（パスワードを変更した場合を除く。）
 - ※2. 既にe-RadのID・パスワードを付与した研究者に対しては、再度付与する必要はありません。
 - ※3. e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

（５）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、科学研究費補助金に応募する研究機関（既に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関を含む。）については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を平成21年11月10日（火）までに府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を使用して文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に提出してください。

提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、御注意ください。

なお、平成21年4月以降に、例えば他の公的研究費の応募の際に、e-Radを使用して既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radの使用に当たっては、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードが必要になります。

また、e-Radを使用した報告書の提出方法や様式等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室から、各研究機関に通知する予定です（通知は下記ホームページにも掲載する予定です。）。

注）報告書の提出後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含む）による体制整備等の状況に関する現地調査にご協力いただくことがあります。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.html

（e-Radへの研究機関登録について）

文部科学省府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0120-066-877（受付時間 9:30～17:30※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び
年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

（6）公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く学内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、次のホームページでも御覧いただけますので、御利用ください。

【URL】 <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

2 応募書類（研究計画調書）のとりまとめに当たって確認していただくべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、取りまとめた上で日本学術振興会へ提出していただくことになります。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める要件(11頁参照)を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、補助金の不正な使用等に伴い補助金の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報のe-Radへの登録の確認

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続きを行うことになります。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 研究分担者承諾書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者について、研究代表者が徴収した研究分担者承諾書を確認してください。

3 応募書類（研究計画調書）のとりまとめ

以下の手順にしたがって研究計画調書の取りまとめを行ってください。

(1) 研究計画調書の確認

研究計画調書は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。

(2) 研究計画調書の様式等

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
特別推進研究（新規）（英語版）	「電子申請システム」に 入力	S-1-1 (1)
（日本語版）		S-1-1 (2)
特別推進研究（継続）		S-1-2
基盤研究（S）		S-1-6
基盤研究（A）		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究（B）		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究（C）		S-1-8
挑戦的萌芽研究		S-1-10
若手研究（S）		S-1-11
若手研究（A）		S-1-12
若手研究（B）		S-1-12
継続研究課題（研究計画の大幅な変更を伴う場合）		S-1-13

4 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-RadのID・パスワードによりe-Radにログインした上で「電子申請システム」にアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください。（日本学術振興会に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）

【研究計画調書の提出（送信）期限】

平成21年11月10日（火）午後4時30分（厳守）

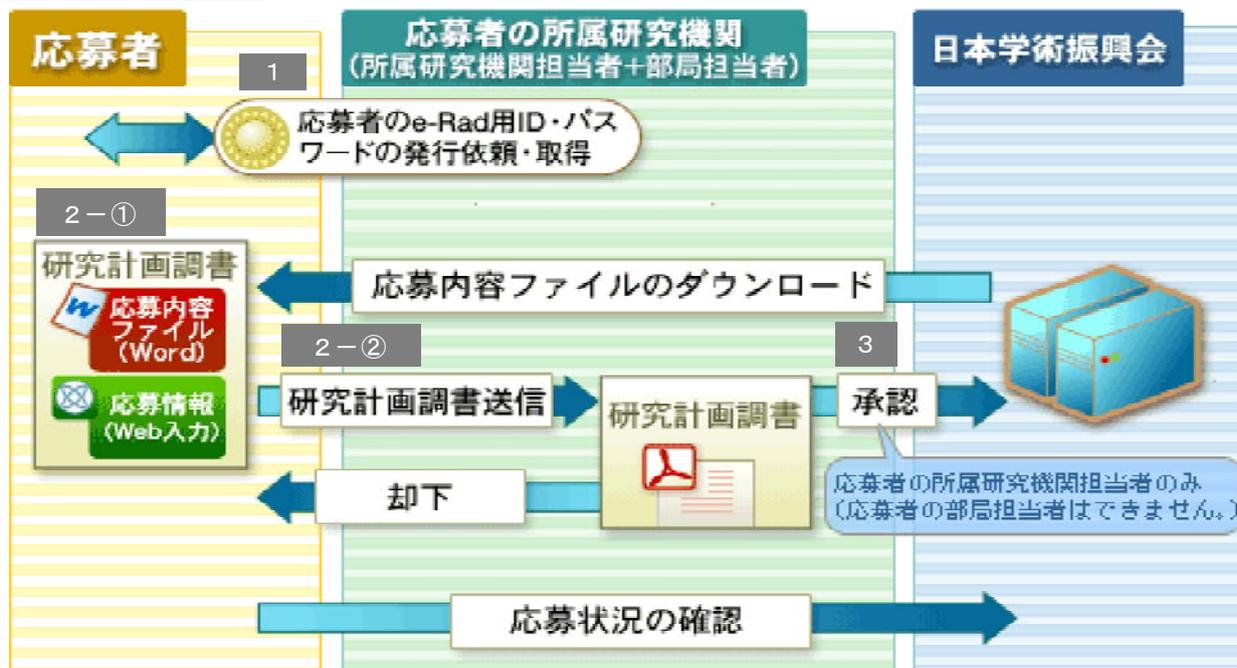
※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Radで使用する電子証明書やID・パスワードについては研究機関や個人を確認するものであることから、その取り扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。

なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、その詳細は、電子申請システムの「操作手引」を参照してください。

電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者にe-RadのID・パスワードを発行する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領したID・パスワードでe-Radにログインした上で「電子申請システム」にアクセスし、応募情報（Web入力項目）を入力、応募内容ファイル（添付ファイル項目）を添付することで、研究計画調書（PDFファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで、日本学術振興会に提出（送信）される。

なお、応募者の提出した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。